

【一般建築物石綿含有建材調査者講習】

一般建築物石綿含有建材調査者講習は受講資格が必要です。この用紙もFAXしてください。後日原本をご郵送ください。

受験資格コード(2)から(12)の受講資格者の場合は金額免除はありません

1 受講資格及び添付書類等

受講資格コード	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間に於いて授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書 及び 実務経験証明欄
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当するものを除く。)	実務経験証明欄
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明欄
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して、5年以上の実務の経験を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び 実務経験証明欄
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明欄
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関する者に限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法別表第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明欄
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明欄
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して2年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証写し及び 実務経験証明欄

(注)上表(2)から(6)までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※FAXでお申込みの場合は後日原本をご郵送ください。

2 一般建築物石綿含有建材調査者は受講資格が必要です。

受講資格コード(1)のコードを記入) 【]

項目	卒 業 学 科 等		
受 講 者	(1)氏名	(2)生年月日 S・H 年 月 日	
学 歴	年 月		科卒業
受講資格にかかる実務経験の従事年数	年 月 日 から	年 月 日 までの間	年 ヶ月
代表者証明欄	上記のとおり相違ないことを証明いたします。 令和 年 月 日		
	所 在 地	事業場名称 又は 行政機関名	印
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名		